

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険料が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率を基に決めることになっていきます。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<b>&lt;医療分&gt;</b>		<b>&lt;子ども分* &gt;</b>	
●均等割 (被保険者が等しく負担)		●均等割 (被保険者が等しく負担)	
令和6・7年度 (年間) 52,953円		令和8年度 (年間) 1,364円	
↓		●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	
令和8・9年度 (年間) 59,963円 (7,010円増)		令和8年度 (年間) 0.28%	
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)		●賦課限度額 (1年間の保険料の限度額)	
令和6・7年度 (年間) 11.79%		令和8年度 (年間) 2万1千円	
↓			
令和8・9年度 (年間) 11.61% (0.18%減)			
●賦課限度額 (1年間の保険料の限度額)			
令和6・7年度 (年間) 80万円			
↓			
令和8・9年度 (年間) 85万円 (5万円増)			

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分とは別に『子ども分』の保険料率を算定します。  
 ※同支援金制度について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



- 後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を、現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率と合わせるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました

## 均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

<b>&lt;5割軽減&gt;</b>	
年度	対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)
令和7年度	43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)
令和8年度から	43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)
<b>&lt;2割軽減&gt;</b>	
年度	対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)
令和7年度	43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)
令和8年度から	43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)

## 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。  
 ※子ども分は変わりません。

## 保険料の計算方法 (令和8・9年度)

被保険者が等しく負担する『均等割額』と、所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

<b>&lt;医療分&gt;</b>					●保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。 ●所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。 ●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。 ●前年の所得金額により43万円の控除額が異なる場合があります。
均等割 【1人当たり】 59,963円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得 - 最大43万円) × 11.61%	=	1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)	
<b>&lt;子ども分&gt;</b>					
均等割 【1人当たり】 1,364円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得 - 最大43万円) × 0.28%	=	1年間の保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)	
<b>&lt;医療分&gt; + &lt;子ども分&gt; = 1年間の保険料</b>					

令和8年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

## 保険料の軽減について (令和8年度)

次の①~②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

- ①均等割の軽減
- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
  - 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
  - 昭和34年1月1日以前生まれの方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	<医療分>均等割額	<子ども分>均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)	7.2割軽減	16,789円	409円
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)	5割軽減	29,981円	682円
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)	2割軽減	47,970円	1,091円

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。  
 ●給与などの収入金額が55万円を超える方  
 ●公的年金の収入金額が60万円 (65歳未満)、125万円 (65歳以上) を超える方

- ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減  
 この制度に加入したとき被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(59,963円→29,981円)  
 ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

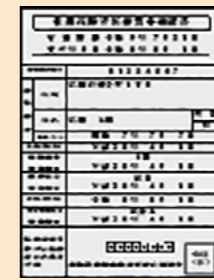
## 8月以降の交付物について

- ◎資格情報のお知らせ (A4サイズ) が届く方  
 84歳以下で、マイナ保険証をお持ちの方



資格情報のお知らせ (A4サイズ) ▶

- ◎資格確認書 (はがき型) が届く方  
 85歳以上の方、84歳以下で、マイナ保険証をお持ちでない方



◀ 資格確認書 (はがき型)

※『資格情報のお知らせ』が届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難であると申請された方には、『資格確認書』を交付します。  
 交付を希望される方は、資格確認書交付申請書をお住まいの市区町村窓口にご提出ください。なお、申請書は、市の窓口でお渡しするほか、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しています。

## 8月以降の医療機関への受診について

- ◎資格情報のお知らせが届いた方は…  
**マイナ保険証**で受診してください
- ◎資格確認書が届いた方は…  
**資格確認書**で受診してください

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関などの受診はできません。  
 なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関などを受診することができます。

## マイナ保険証にはこんなメリットがあります!

- ✓過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
  - ✓突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
  - ✓救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
- 健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします。

### 利用登録は簡単!

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎011-2137)  
 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)